

1. 什器備品の調達・設置について

本事業における什器備品については、本市と事業者が事業者の提案を基に協議の上、事業者が調達・設置を行うものとする。なお、調達・設置は建設業務において実施されるが、適宜、開業準備業務における運營業務に係る準備業務との連携を図り、本事業の効率的な運営に資する什器備品の調達に努めるものとする。

なお、市民スポーツ競技に必要となる什器備品（ゴール器具や得点盤等）、一般的な基礎的備品（机やロッカー等）の他、各リーグの施設基準に準拠することに資する什器備品についても提案することができる（著しく高価なものや公序良俗に反するものを除く）。

また、リースによる調達も可能とする。事業終了時の取り扱いには、リース契約の延長等について市又は市が指定する者との協議により決定することとする。

なお、詳細については、入札説明書等公表時において示す。

2. 什器備品の費用負担について

本事業における上記の什器備品の調達・設置・保守管理費用は、サービス購入費に含まれている。

3. 自主事業で調達・設置する什器備品について

事業者は、豊橋公園の魅力向上やホスピタリティの向上に資するサービスの提供を行うために、本市の事前の承認を得た上で、自主事業として事業期間に渡り什器備品を調達・設置することができる。自主事業により設置された什器備品の所有者区分については、要求水準書第1.7 追加投資等の取扱いを参照すること。

なお、事業者が自主事業により調達・設置する什器備品は、事業者の独立採算によるものとする。自主事業により設置された什器備品から得られる収入の増加は、事業者に帰属する。

4. 什器備品の保守管理について

什器備品保守管理業務の対象範囲は、本事業において設置した什器備品全てとし、事業期間中に設置した什器備品に関しても対象とする。事業者は、什器備品台帳を作成し、事業期間に渡り管理を行う。